

第三号議案

新潟青陵学会会則の一部改定について（案）

事由

正会員の会費を年額 5,000 円から 7,000 円に変更するため。

新旧対照表

新	旧
新潟青陵学会会則	新潟青陵学会会則
略	略
第 6 章 補 則	第 6 章 補 則
（会 計）	（会 計）
第19条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。	第19条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。
2 本会の運営は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。	2 本会の運営は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
（会 費）	（会 費）
第20条 正会員の会費は年額 <u>7</u> 千円、但し本学卒業生・修了生並びに研究生の会費は年額 2 千円、学生会員の会費は年額 5 百円、賛助会員の会費は年額 1 万円とする。	第20条 正会員の会費は年額 <u>5</u> 千円、但し本学卒業生・修了生並びに研究生の会費は年額 2 千円、学生会員の会費は年額 5 百円、賛助会員の会費は年額 1 万円とする。
略	略
第23条 会則の変更は、総会の議決を必要とする。	第23条 会則の変更は、総会の議決を必要とする。
附 則	附 則
この会則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。	この会則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
附 則	附 則
この会則は、平成20年12月 1 日から施行する。	この会則は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則 この会則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 この会則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 この会則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この会則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 <u>この会則は、平成29年4月1日から施行する。</u>	附 則 この会則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 この会則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 この会則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この会則は、平成28年4月1日から施行する。
---	---